

平成 28 年 2 月 16 日

中央学院大学学長

中央学院大学における研究活動及び公的研究費の使用に関する行動規範

中央学院大学の教職員は、建学の精神を具現化し社会に貢献する目標を達成するため、あらゆる行動において、社会に対する説明責任を担っていることを自覚し、研究活動及び公的研究費の管理、使用にあたっては次の事項に十分留意する。

- 1 研究者等は、研究の実施及び研究費の管理、使用にあたっては、法令、関係規則並びに使用ルールを遵守し、適正に行う。
- 2 研究者等は、研究費が学生納付金、国・地方公共団体からの補助金、寄付金等に由来するものであることに注意を図り、効率的に使用することはもちろんのこと、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚する。
- 3 研究者等は、個人の発意で提案し、採択された研究費であっても、機関による管理が必要であることを理解し、行動する。
- 4 研究者等は、それぞれの立場で専門的能力を高め、効率的な研究を推進することに努める。
- 5 研究者等は、国民の疑惑や不信を招きかねない行為及び大学に対する信頼を揺るがす行為は厳に慎む。